



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1120 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 1121 保安林の指定 (森林整備課)
- 1122 保安林予定森林 (")
- 1123 新道路の供用開始等 (道路保全課)
- 1124 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 県議会に関する事項

* 和歌山県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正

する規程

告 示

和歌山県告示第1120号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成17年7月26日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語 声	そ しゃ やく	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	ぼう こう	小 腸	免 疫		
安本雅一	整形外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成17.7.14							○								
前田和績	循環器科	公立那賀病院	那賀郡打田町打田1282	平成17.7.14									○						
原口龍太	呼吸器科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成17.7.14										○					
上村元洋	内科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成17.7.14											○				
園部美弥彦	内科	晃和会谷口病院	海南市日方328	平成17.7.14											○				

和歌山県告示第1121号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年7月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 (1) 保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字野勢古田
625の1、625の3、648の1(次の図に示す部分に限る。)、
648の3、648の4
(2) 指定の目的 土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野勢古田625の1(次の図に示す部分に限る。)、

625の3、648の1、648の3、648の4

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字野勢古田648の1(次の図に示す部分に限る。)
(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア)主伐は、択伐による。

(イ)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1122号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大谷字井ノ谷528の2、529

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1123号

平成16年和歌山県告示第880号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年7月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年7月26日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1124号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年7月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2843	有田郡吉備町大字明王寺字ふけ152番1、152番22、152番33、152番27の一部、152番32の一部	兵庫県三田市中央町8番14号福田とし子	平成17.7.15	5.00 } 5.09	31.76

県議会に関する事項

和歌山県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月26日

和歌山県議会議長 吉井和視

和歌山県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

和歌山県政務調査費の交付に関する規程(平成13年3月30日制定)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(領収書等の写しの提出)

第5条 会派の代表者及び議員は、条例第11条に規定する報告書を提出するときは、1件50,000円以上のすべての支出(別表第1に規定する事務費及び人件費並びに別表第2に規定する事務所費、事務費及び人件費を除く。)について領収書の写し又は支払証明書の写しを提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年7月26日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年度分の和歌山県政務調査費から適用する。